

みんなでもえ合うために

65歳以上の人の

介護保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんが納める保険料と公費を財源に運営しています。

介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう。

いつから納めるの？

65歳以上の人の保険料は、65歳になった月(誕生日の前日が属する月)分から納めます。

※40歳以上65歳未満の人は、加入の医療保険に上乗せされています。

保険料の決まり方は？

介護保険料は、平成21年度から23年度の3年間の、介護サービスに掛かる費用の総額を見込んで算出された「基準額」を基に「表1」のとおり、本人や世帯の前年の所得状況などに応じて算定されます。

介護保険料の納め方は？

保険料の納め方は、年金から引き落としする特別徴収と、納

付書または口座振替により納付する普通徴収があります。

●特別徴収(年金引き落とし)

老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円以上の人は、年金の定期払いのときに保険料が引き落としになります。

●普通徴収(納付書・口座振替)

年金額が年額18万円未満の人は普通徴収となります。市から送付された納付書、または口座振替により納付してください。口座振替を希望する人は、通帳と届け出印を持って、市内の金融機関で申し込んでください。年金額が18万円以上の人でも、次のようなときには、一定の期間「普通徴収」となります。

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他市町村から転入した

- 修正申告などにより所得段階が変更になった
- 年金差し止めなどにより、年金の支給が一時停止された

介護保険料納付書・保険料額決定通知書の送付

保険料の納付書は6月15日ごろに郵送します。届いたら、内容を確認の上、納付してください。特別徴収や口座振替の人は、保険料額決定通知書を郵送します。

保険料の納付先・納期限

市役所または各支所、金融機関、郵便局で納付できます。普通徴収の納期は、6月から翌年1月までの年8回に分かれています。納期限は、各月の末日(12月は26日)です。

※納期限が休日の場合は翌営業日です。

保険料の納め忘れに注意してください

特別な理由がなく保険料を滞納(1年以上)していると、介護保険サービスを利用するときに、費用の全額立て替え払いや、保険給付の一時差し止め、利用者

負担割合の引き上げ(1割から3割)などの措置が取られますので、忘れずに納付してください。

表1.各所得段階における介護保険料

所得段階	対象	保険料率	保険料額	
			平成23年度	
			年額	月額
第1段階	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合	基準額×0.5	19,800円	1,650円
第2段階	●本人および世帯員全員が住民税非課税で、合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	19,800円	1,650円
第3段階	●本人および世帯員全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	29,700円	2,475円
第4段階	●本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	35,640円	2,970円
第5段階(基準額)	●本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、第4段階以外の人	基準額	39,600円	3,300円
第6段階	●本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	45,540円	3,795円
第7段階	●本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	49,500円	4,125円
第8段階	●本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	基準額×1.5	59,400円	4,950円
第9段階	●本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の人	基準額×1.75	69,300円	5,775円

問い合わせ先

高齢者福祉課介護保険班

☎ 62・5308